

檀原市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～

令和2年3月

檀原市

はじめに



我が国の自殺者数は、平成10年の急増以降年間3万人を超えるといった状態が続いていましたが、平成18年に自殺対策基本法が施行され、社会全体で自殺対策が進められるようになった結果、減少傾向にあります。しかし、依然として2万人を超える方々が自ら尊い命を絶つ状況が続いています。

自殺は、その多くが個人の自由な意志や選択の結果ではなく、追い込まれた末の死と言われています。自殺の背景には、こころの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などさまざまな社会的要因があることも知られてきました。

このような状況から、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、すべての自治体で地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定することが義務づけられました。

本市では、平成24年に「自殺対策実施方針・事業実施計画」を策定し、「檀原市自殺対策庁内連絡会」の設置・開催など庁内横断的に自殺対策の取り組みを進めてまいりました。そしてさらに、地域の関係機関や団体との連携も含めた取り組みとして自殺対策を発展させるため「檀原市自殺対策連絡協議会」を設置し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、「檀原市自殺対策計画」を策定いたしました。

生きることの包括的支援として、行政をはじめ関係機関・関係団体、そして地域の皆さまの一層のご理解とご協力のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない檀原市」の実現を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に際し、貴重なご意見やご協力をいただきました関係機関の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

檀原市長 亀田 忠彦

目次

第1章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	2
4.	計画の数値目標	2
第2章	檀原市の現状と課題	
1.	檀原市の自殺の現状	3
2.	休養・こころの健康づくりに関する現状	9
3.	これまでの取り組み	15
4.	自殺の実態からみる重点的に取り組む対象	16
第3章	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	17
2.	基本認識	18
第4章	施策体系	
1.	基本施策	21
2.	重点施策	23
3.	生きる支援関連事業	27
第5章	推進体制	
1.	計画的な自殺対策の推進	35
2.	檀原市自殺対策連絡協議会・檀原市自殺対策庁内連絡会	35
第6章	評価	
1.	施策の評価	36
2.	計画の見直し	36
3.	成果指標	36
資料編		
1.	計画策定の経過等	38
【資料】	進捗確認シート	42

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成18年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げての自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。しかし、いまだに毎年2万を超える方々が自殺により亡くなっている状況が続いており、これは国際的にみると先進国の中では高い水準です。

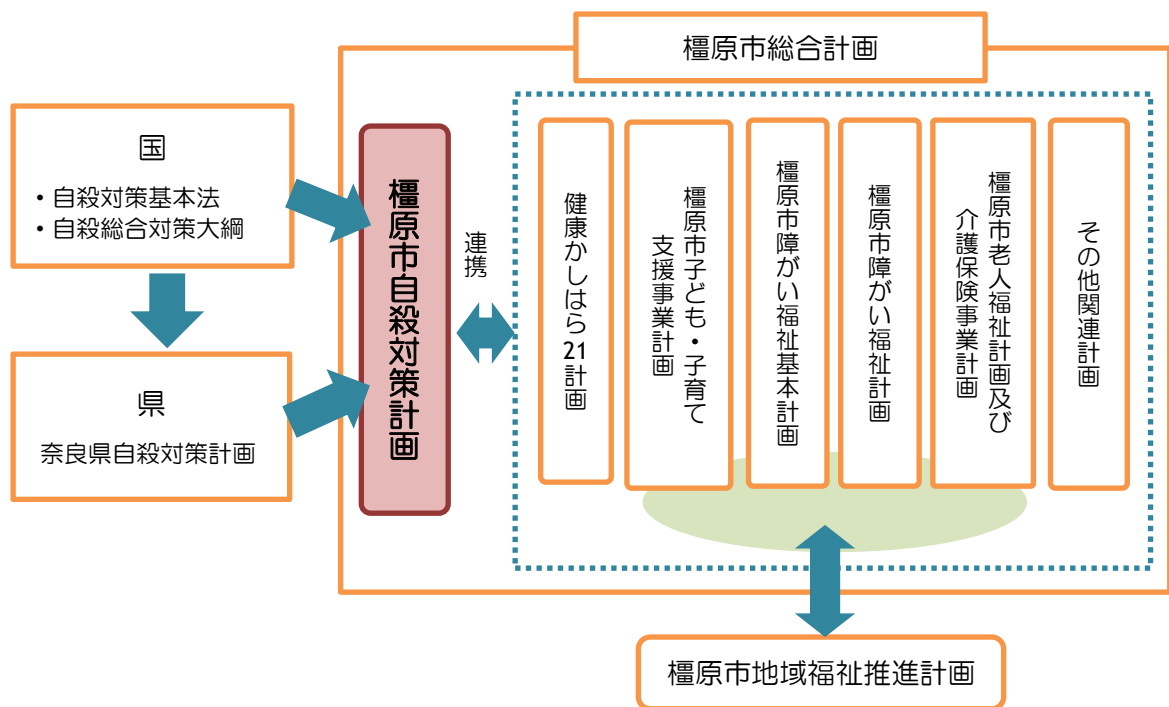
本市では、平成21年から年間平均21人の方が自殺で亡くなられており、全国的に自殺者数が減少するなか、横ばいで推移している状況です。

このような状況の中で、平成28年に「自殺対策基本法」が一部改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、全ての自治体で地域の実情を勘案した自殺対策に関する計画を策定することが義務付けられました。自殺対策を効果的に実施し、明確な成果に結びつけるためには、行政や関係機関、民間団体などが連携を図りつつ、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等に関わる総合的な取り組みや、その有効性、効率性、優先順位などを検討するとともに地域の実情に応じたきめ細やかな対策を講じることが必要です。

本市では、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成24年に「自殺対策実施方針・事業実施計画」を策定し、同年10月に市関係部署を構成員とした「橿原市自殺対策庁内連絡会」を設置・開催するなどして、自殺対策の取り組みを進めてきましたが、地域の関係機関や団体との連携も含めた取り組みとして自殺対策を発展させ、生きることの包括的な支援として取り組むため、「橿原市自殺対策計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の大綱・指針の趣旨を踏まえつつ、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定します。なお、本計画は「橿原市総合計画」を上位計画とし、「橿原市健康かしはら21計画」など関連する市の他の計画と調和を図り策定します。



3. 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱（以下、「大綱」）において10年間で自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としていることから、本市における計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とします。ただし、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、5年を目途に中間見直しを行うこととします。

4. 計画の数値目標

大綱では、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を今後10年間で30%以上減少させる数値目標を掲げています。

本市においても、我が国の自殺者数の減少に向けて一層の推進を図る観点から、過去3年間の自殺死亡率*を今後10年間で30%以上減少させることとし、平成28年から平成30年の自殺死亡率16.8を、令和8年から令和10年には11.8まで減少させることを目指します。

※単年では自殺死亡率の変化の差が大きくなる恐れがあるため、本市では、直近3年間の自殺死亡率（3年間の自殺者数／各年の人口合計（各年の人口は県統計分析課発表の10月1日推計値））を使用します。

第2章 檀原市の現状と課題

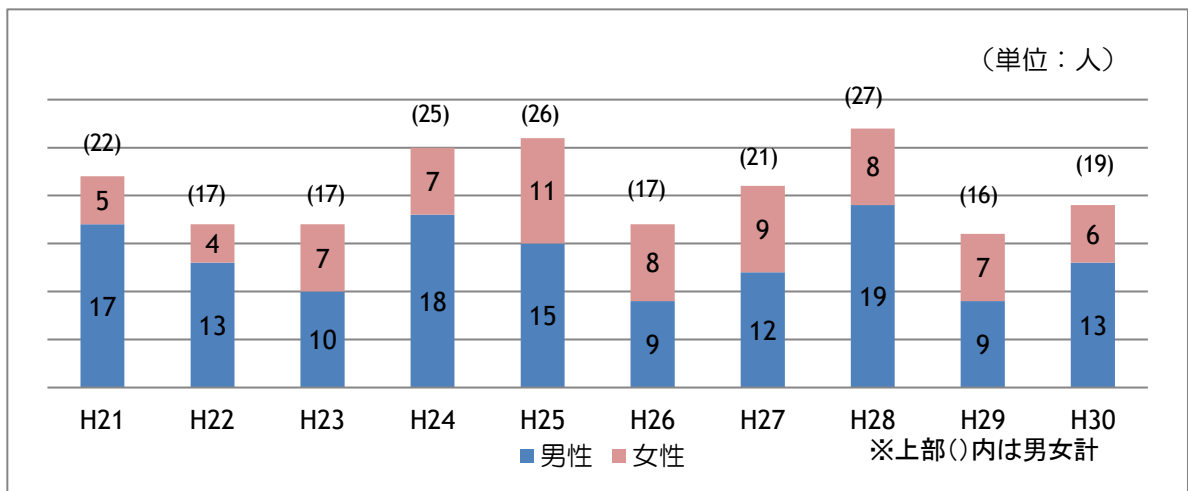
1. 自殺の現状

1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

①自殺者数の推移

10年間で207人の方が亡くなっています。男女別では、男性135人(65.2%)、女性72人(34.8%)で、男性が多い状況です。【図1】

【図1. 檀原市自殺者数の推移】

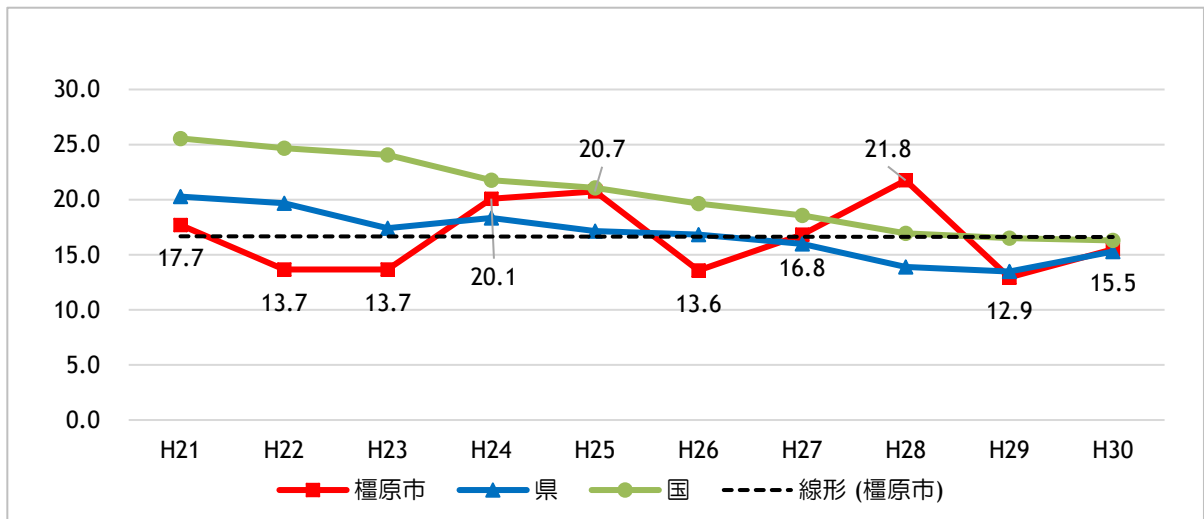


出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

②自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、概ね国より下回っていますが、平成28年においては県・国より高い状況です。また、国および県が低下傾向にあるのに対し、本市は横ばいの状況です。【図2】

【図2. 檀原市自殺死亡率（人口10万対）の推移（国・県比較）】



③ 檀原市の死因別死亡順位

檀原市の年代別死因中の自殺の順位は、20歳代・30歳代で1位、40歳代で2位となっており、青・壮年期の死因の上位となっています。【表1】

【表1. 檀原市の死因別死亡順位（H25～H29 合計）】

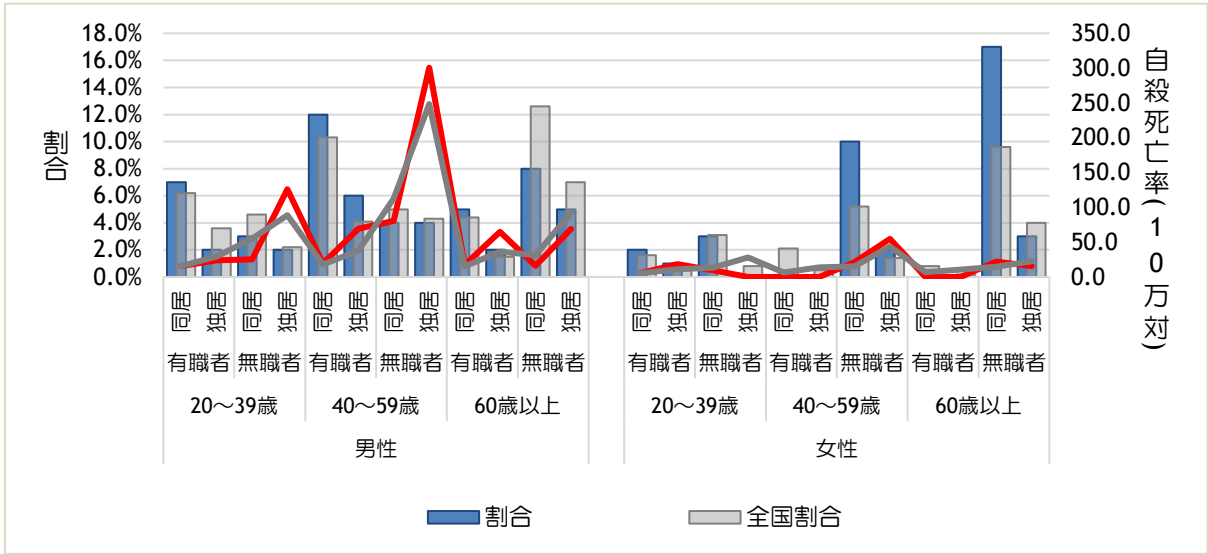
	自殺		1位		2位		3位		4位		5位	
	死因中順位	死亡者中割合	死因	死亡者中割合	死因	死亡者中割合	死因	死亡者中割合	死因	死亡者中割合	死因	死亡者中割合
20歳未満	4位(最下位)	4.0%	不慮の事故	32.0%	悪性新生物 循環器系先天性奇形	8.0% 8.0%	—	—	(複数同率) 自殺	4.0%	—	—
20歳代	1位	54.2%	自殺	54.2%	不慮の事故	29.2%	心疾患(高血 圧性除く)	8.3%	悪性新生物 その他精神及び行動の 障害	4.2% 4.2%	—	—
30歳代	1位	30.8%	自殺	30.8%	悪性新生物	28.2%	その他消化器 系の疾患	12.8%	心疾患(高血 圧性除く)	10.3%	その他神経系 の疾患 不慮の事故	5.1% 5.1%
40歳代	2位	23.5%	悪性新生物	33.0%	自殺	23.5%	肝疾患	6.1%	心疾患(高血 圧性除く) 脳血管疾患	5.2% 5.2%	—	—
50歳代	4位	4.4%	悪性新生物	49.8%	心疾患(高血 圧性除く)	11.6%	脳血管疾患	8.0%	自殺	4.4%	肝疾患	3.1%
60歳代	5位	2.4%	悪性新生物	49.6%	心疾患(高血 圧性除く)	15.6%	脳血管疾患	4.6%	肺炎	3.4%	自殺	2.4%
70歳代	11位	1.2%	悪性新生物	41.0%	心疾患(高血 圧性除く)	14.0%	肺炎	7.8%	脳血管疾患	6.7%	その他呼吸器 疾患	4.7%
80歳代	24位	0.4%	悪性新生物	20.1%	心疾患(高血 圧性除く)	18.5%	肺炎	14.1%	老衰	10.3%	脳血管疾患	7.5%
合計	10位	1.9%	悪性新生物	29.4%	心疾患(高血 圧性除く)	16.4%	肺炎	10.6%	脳血管疾患	6.9%	老衰	6.2%

出典：人口動態統計

2) 性・年齢等別自殺者数の状況

本市の平成 26～30 年の自殺者数合計 100 人（男性 62 人、女性 38 人）について、性・年齢区分・職の有無・同居有無別で分け、多い順でみると、女性 60 歳以上無職同居が最も多く、次いで男性 40～59 歳有職同居、女性 40～59 歳無職同居となっています。本市は自殺者のうち、高齢者、生活困窮者、勤務・経営者、無職者・失業者が多く、また独居より同居の方が多くなっています。【図3,表2】

【図3. 檀原市の自殺の概要（H26～H30 合計）】



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

【表2. 檀原市の主な自殺の特徴（H26～H30 合計）】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:女性 60歳以上無職同居	17	17.0%	21.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	12	12.0%	19.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 40～59歳無職同居	10	10.0%	21.1	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位:男性 60歳以上無職同居	8	8.0%	16.2	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
5位:男性 20～39歳有職同居	7	7.0%	15.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづいている。

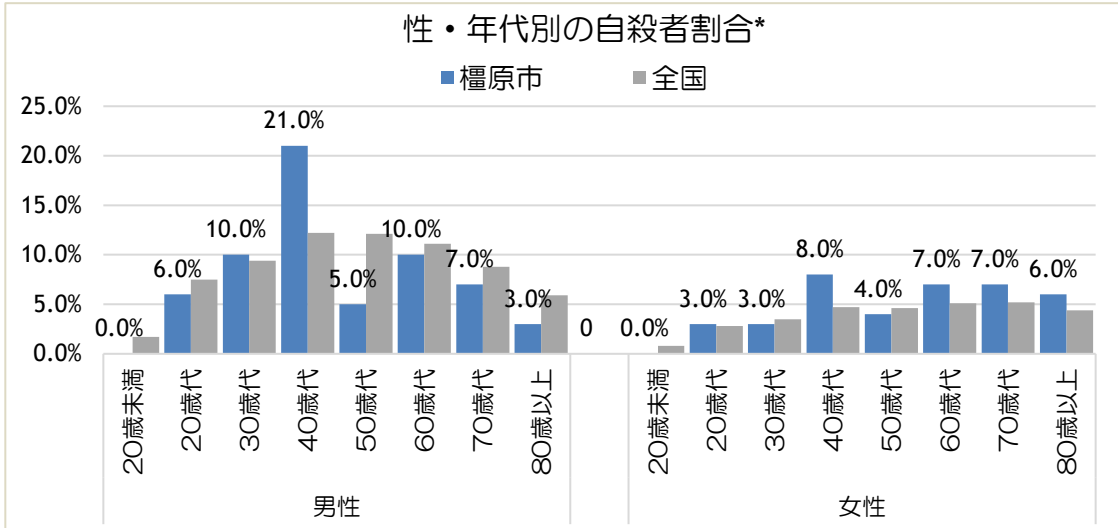
*自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計したもの。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考として、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的とされるものを示しているものであり、提示された経路が唯一のものではない。

出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

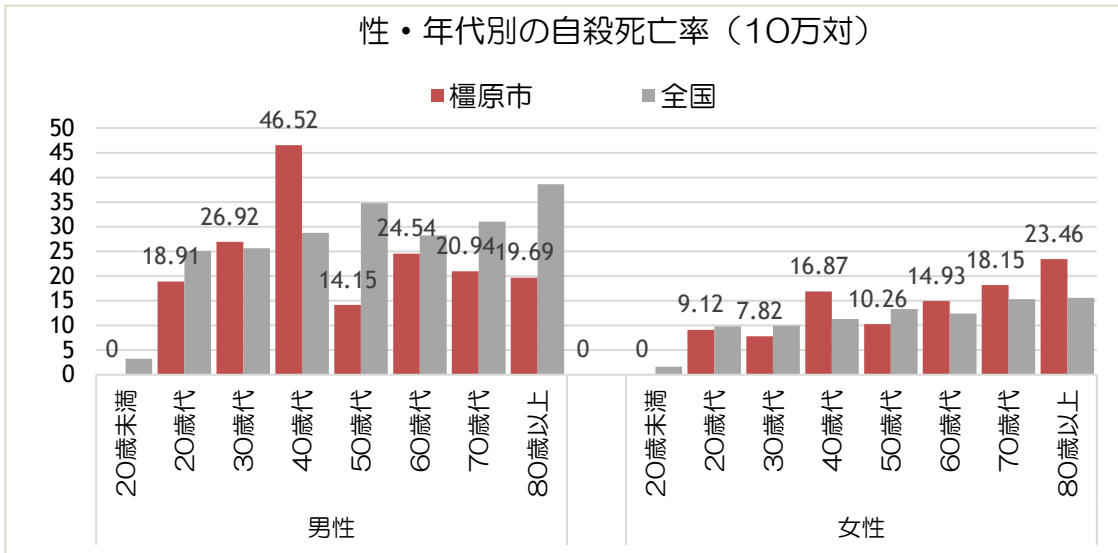
全国と比較し、本市は男性 40 歳代と、女性 40 歳代・60 歳以上において、自殺者数の割合と自殺率が共に高くなっています。【図4,図5】

【図4. 性・年齢別自殺者割合（H26～H30 合計）】



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

【図5. 性・年齢別自殺率（H26～H30 合計）】

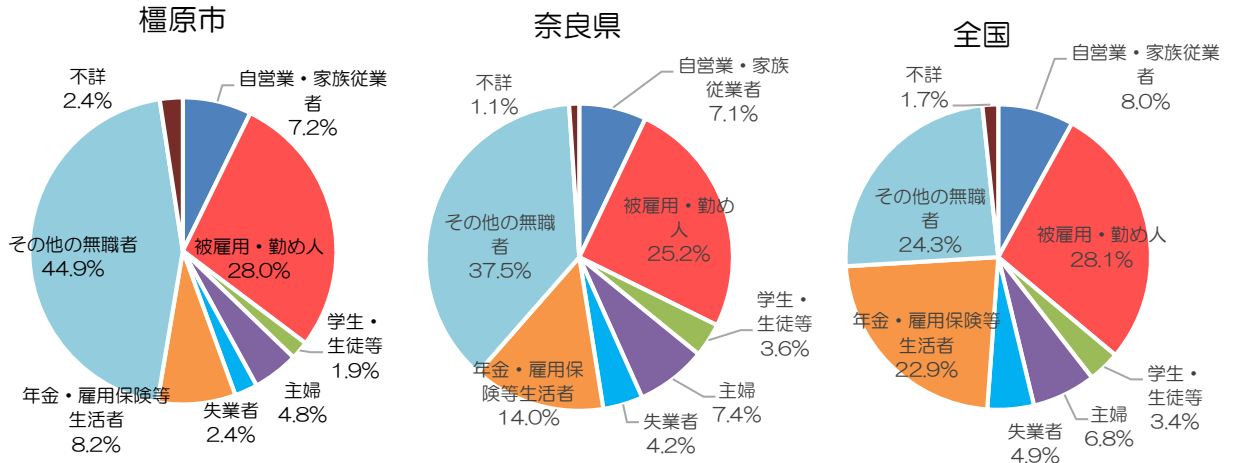


出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

3) 職業別状況

職業別割合は、その他の無職者が最も多く(45%)、次いで、被雇用・勤め人(28%)となっています。国・県と比較して、年金・雇用保険等生活者の占める割合が低く、その他の無職者の占める割合が高くなっています。【図6】

【図6. 職業別割合 (H21~H30 合計)】



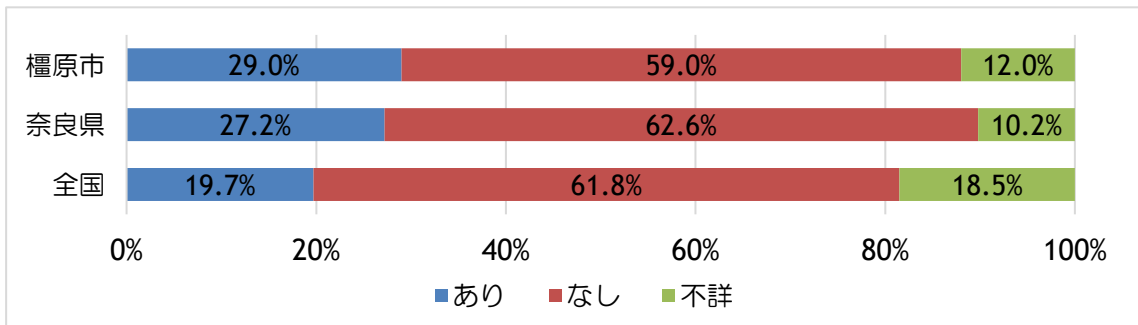
出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

4) 自殺未遂歴の状況

平成 26 年から 30 年の本市の自殺者のうち、自殺未遂歴があったことが分かっている人は、29.0%となっています。【図7】

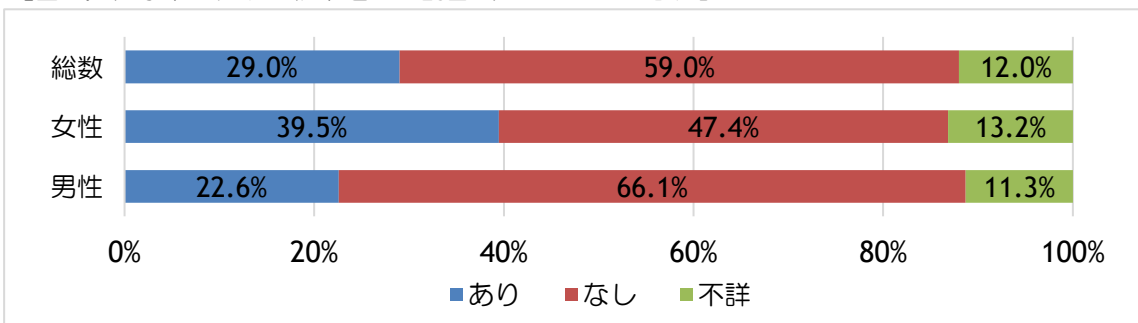
性別でみると女性の方が高い傾向となっています。【図8】

【図7. 自殺未遂歴の割合 (H26~H30 合計)】



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

【図8. 橿原市の性別自殺未遂歴の割合 (H26~H30 合計)】

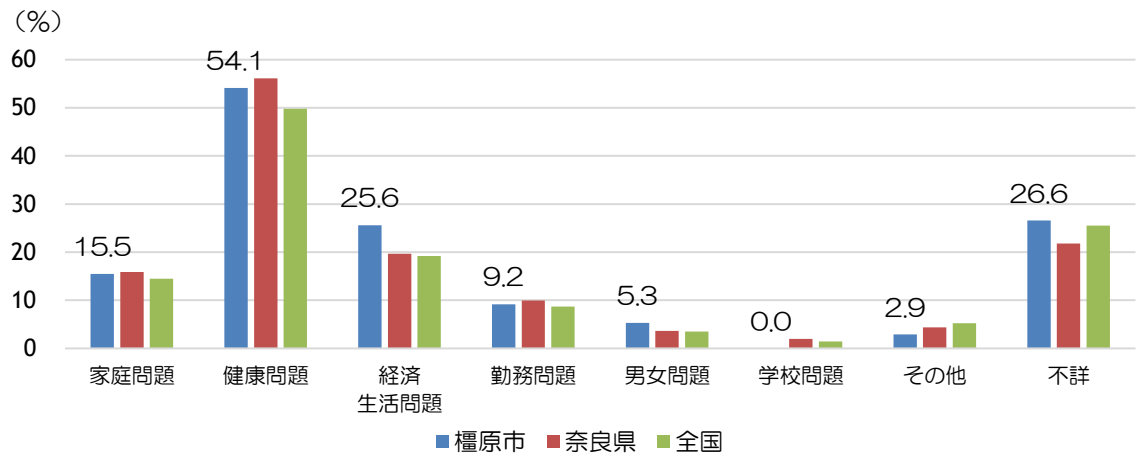


出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

5) 原因・動機別状況

自殺にいたる原因や動機については、様々な要因が複合的に絡み合っていますが、自殺の主な原因・動機別状況を見ると、約半数の方が「健康問題」を抱えており、「経済・生活問題」を1/4の方が、「家庭問題」を15.5%の方が抱えていることが分かりました。【図9】

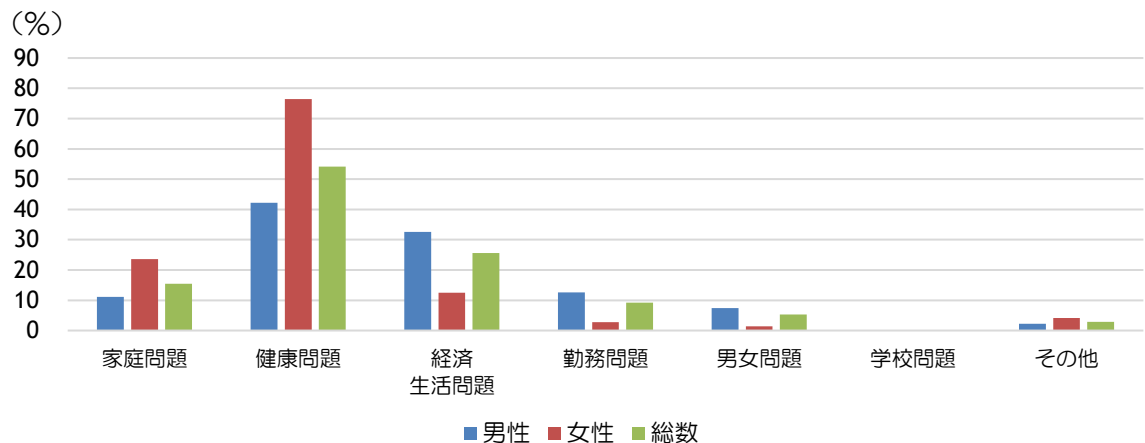
【図9. 原因・動機別の割合（不詳を含めず）（H21～H30 合計）】



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

また自殺の主な原因・動機別状況を男女別でみると、「家庭問題」「健康問題」は女性の方が多く、「経済・生活問題」「勤務問題」「男女問題」は男性の方が多くなっています。【図10】

【図10. 原因・動機別の割合、男女別（不詳を含めず）H21～H30 合計】



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

2. 休養・こころの健康づくりに関する状況

1) 市民アンケート結果

平成29年9月に20歳以上の市民を対象に健康づくりに関するアンケート調査を実施したところ、以下の状況となっていました。

◆市民アンケートの概要

調査対象	市内在住の20歳以上の男女
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成29年9月7日（木）～平成29年9月25日（月）
回収結果	配布数2,000件 有効回答数646件（有効回収率32.3%）

◆回答者属性

調査数	男性	女性	無回答	調査数	男性							女性						無回答
					20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	65歳以上	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	65歳以上		
646	299	340	7	646	48	52	71	61	26	41	67	51	73	60	42	47	7	
100.0	46.3	52.6	1.1	100.0	7.4	8.0	11.0	9.4	4.0	6.3	10.4	7.9	11.3	9.3	6.5	7.3	1.1	

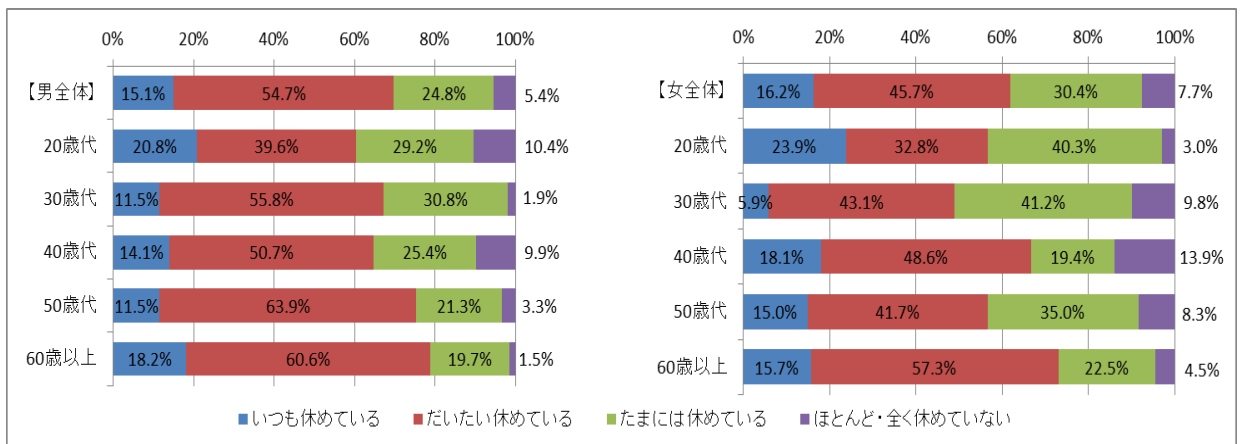
上段：件数、下段：%

(1) 休養の状況

①疲れを感じたら、身体を休めるようにしていますか。【図11】

疲れを感じたら「たまには休めている」「ほとんど・全く休めていない」と答えた人が、男性では約30%、女性では約40%となっています。また、「たまには休めている」「ほとんど・全く休めていない」と回答した人を合計すると、ほぼ全ての年代で、女性の方が多くなっています。

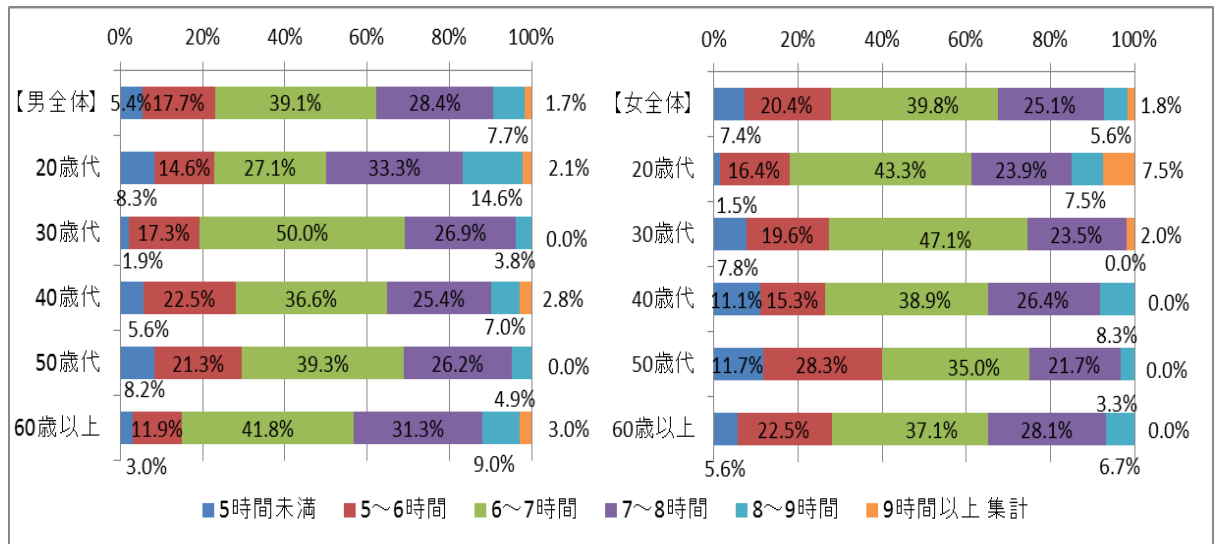
【図11. 疲れを感じたら身体を休めるようにしていますか】



②睡眠時間は平均どれくらいですか。【図 12】

睡眠時間『6時間以上7時間未満』の人の割合が最も高くなっています。
 また、「8時間以上」の人が8.5%となっている一方、「5時間未満」の人が6.5%となっています。
 ※なら健康長寿基本計画では7時間睡眠の人の割合を増やすことを目標にしています。

【図 12. 睡眠時間は平均どれくらいですか】

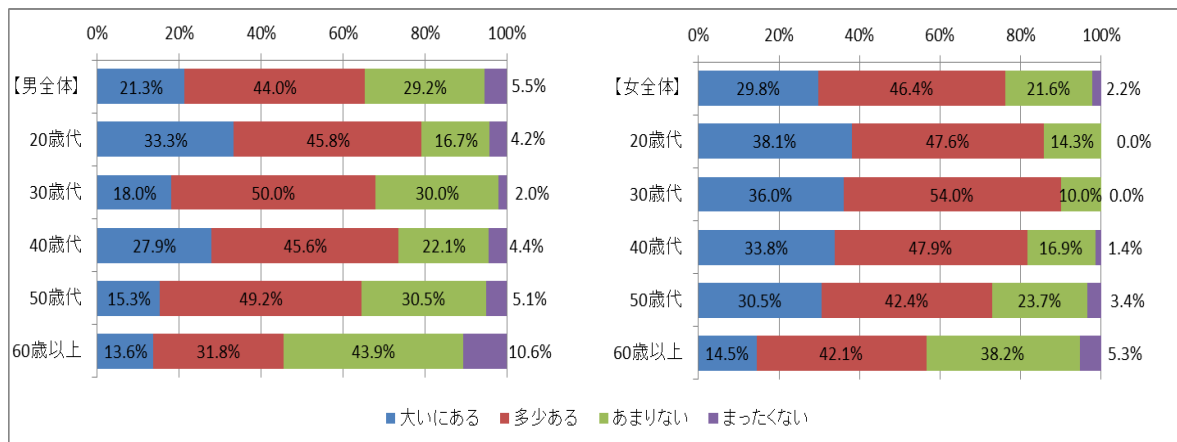


(2) ストレスの状況

①最近1か月間でストレスを感じたことがありますか。【図 13】

どの年代においても、男性より女性の方がストレスを感じている人が多くなっています。
 「大いにある」と答えた人は、男性では20歳代、40歳代で多くなっており、女性では20歳~40歳代が多くなっています。

【図 13. 最近1か月の間でストレスを感じたことがありますか】



②ストレスを感じる方はどのようなストレスを感じますか【図 14】

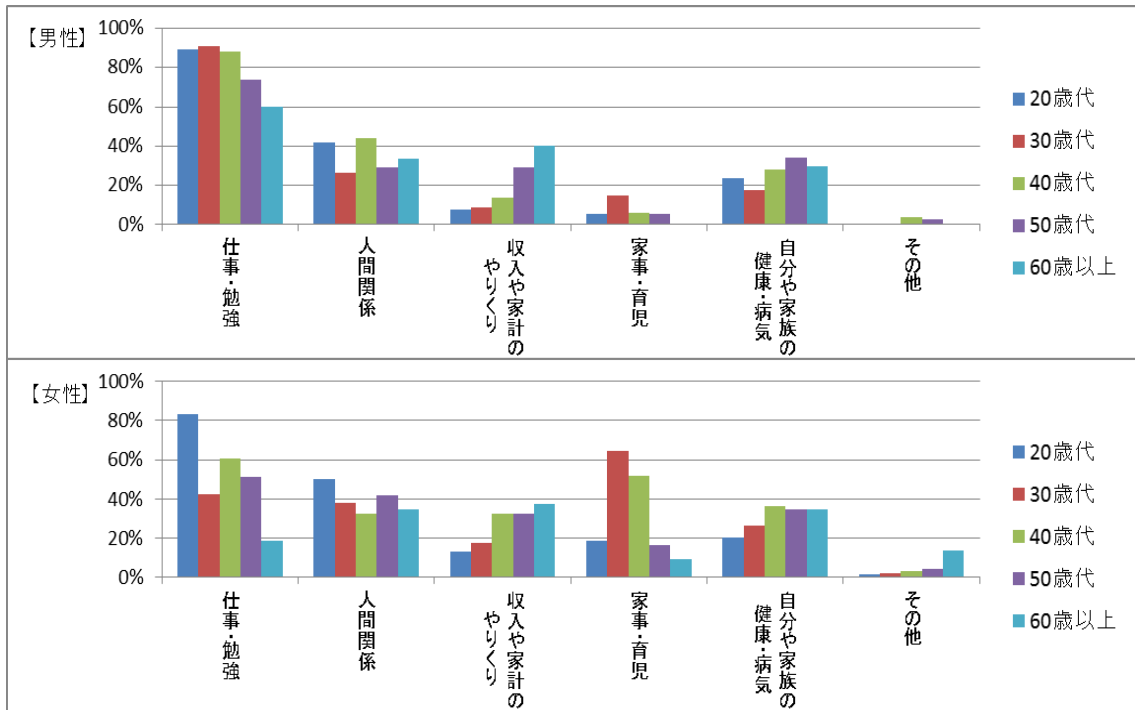
(最近 1 か月の間にストレスを感じたことがあると答えた人のみ回答、複数回答)

男性ではどの年代でも「仕事・勉強」に関するストレスが最も多くなっています。ストレスを感じている人が多い20・40歳代では、「仕事・勉強」について「人間関係」が多くなっています。

女性では年代によってストレスの内容は異なり、20歳代では「仕事・勉強」、30歳代では「家事・育児」、40歳代では「仕事・勉強」「家事・育児」が多くなっています。

また男性女性ともに、「収入や家計のやりくり」にストレスを感じる人は年齢が高いほど多くなっています。

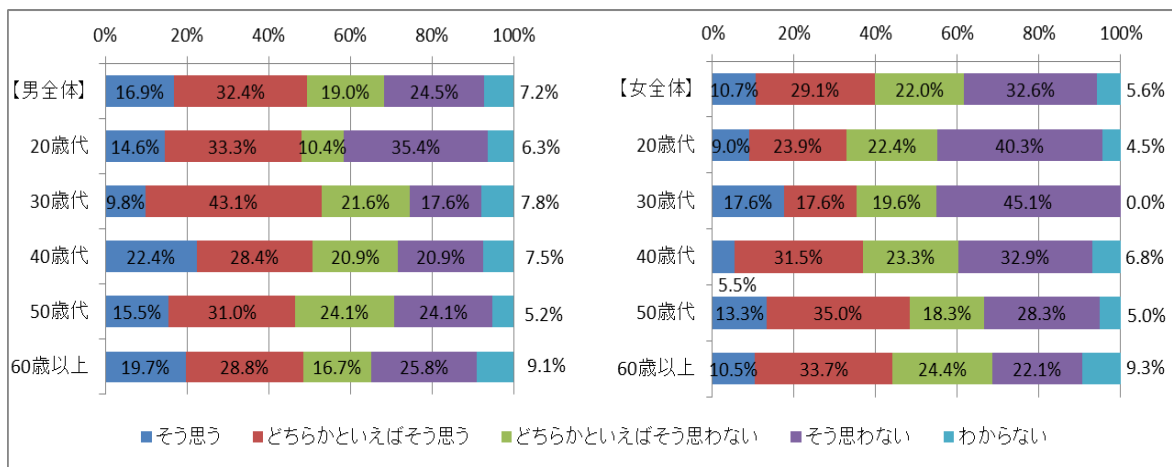
【図 14. ストレスを感じる方はどのようなストレスを感じますか（複数回答あり）】



③悩みを抱えた時やストレスを感じた時に、誰かに相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じますか。【図 15】

男性の方が「そう思う」と答えた人が多くなっており、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合計するとどの年代でも約半数の人がためらいを感じています。
 女性では40%前後の人がためらいを感じると答えています。30歳代で「そう思う」と答える人が多くなっています。また50歳代・60歳代でも多くなっています。

【図 15. 悩みを抱えた時やストレスを感じた時に、誰かに相談したり助けを求めることにためらいを感じますか】



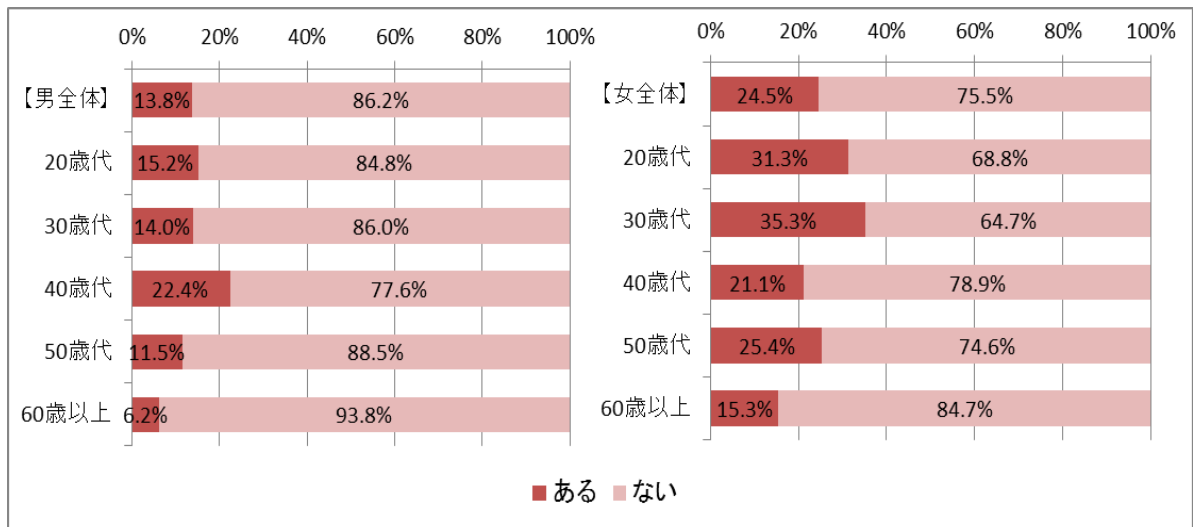
3) 自殺について

①これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。【図16】

女性では50歳代以下全ての年代で20%を超える人が本気で自殺したいと思ったことが「ある」と答えており、特に20歳代・30歳代では3人に1人の人が自殺を考えたことがあると答えています。

男性では40歳代で考えたことが「ある」と答えた人が多くなっており、約4.5人に1人となっています。

【図16. これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか】

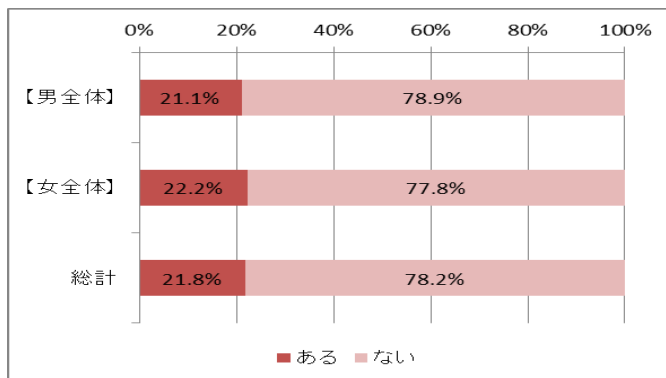


②最近1年以内に自殺したいと思ったことがありますか。【図17】

【これまでの人生で本気で自殺したいと考えたことがある人のみ回答】

これまでの人生のなかで本気で自殺したいと考えたことがある人のうち、男女とも約5人に1人が、最近1年以内に自殺したいと思ったことがあると答えています。

【図17. 最近1年以内に自殺したいと思ったことがありますか】

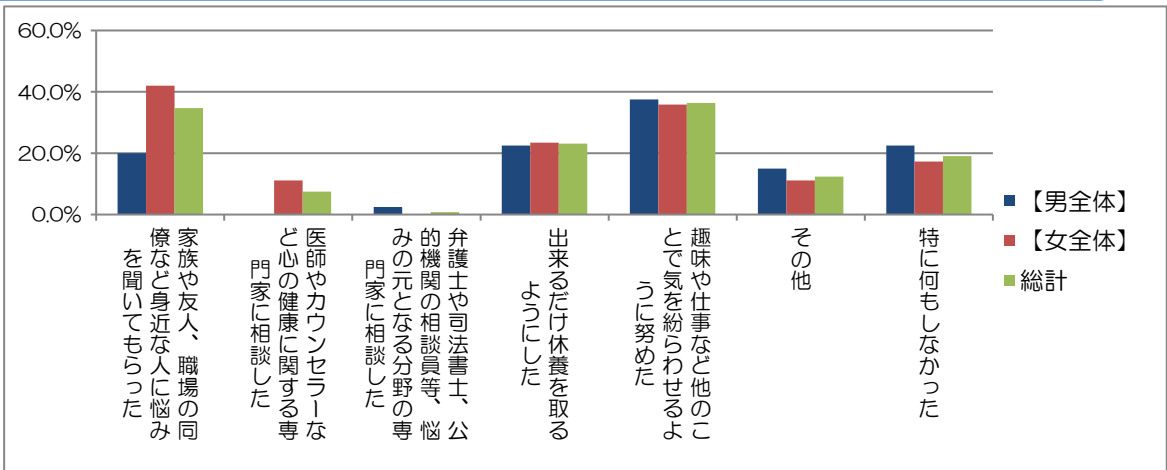


③「自殺したい」と考えたとき、どのようにして乗り越えましたか。【図 18】
 (これまでの人生で本気で自殺したいと考えたことがある人のみ回答) (複数回答)

男性は「他のことで気を紛らわせるように努めた」が最も多く、次いで「休養を取るようにした」が多くなっています。

女性は「身近な人に悩みを聴いてもらった」が最も多く、次いで「他のことで気を紛らわせるように努めた」が多くなっています。

男性では「心の健康に関する専門家に相談した」が0人、女性では「悩みの元となる分野の専門家に相談した」が0人となっています。また男女とも、5人に1人程度の人が「特に何もしなかった」と答えています。

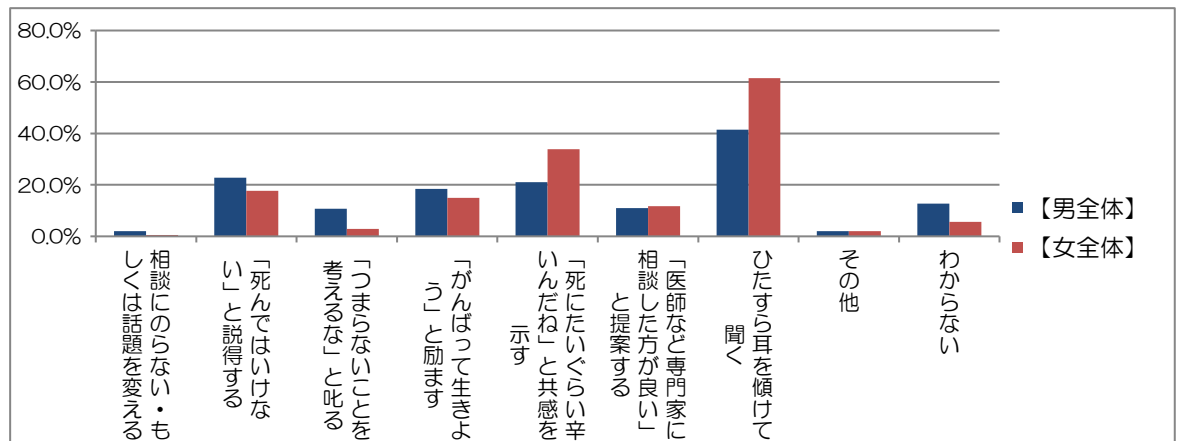


【図 18. 「自殺したい」と考えたとき、どのようにして乗り越えましたか (複数回答)】

④身近な人から死にたいと打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか。【図 19】

「ひたすら耳を傾けて聞く」が、男女とも、最も多くなっています。男性では次いで「死んではいけないと説得する」、女性では次いで「『死にたいぐらい辛いんだね』と共感を示す」が多くなっています。

【図 19. 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか】



3. これまでの取り組み

本市では、平成24年に自殺対策実施方針・事業実施計画を作成し、下記の施策1～5について重点的に取り組みを進めてきました。

『重点施策1』 檀原市自殺対策庁内連絡会の設置

平成24年10月から自殺対策に関連する庁内関係課で構成する檀原市自殺対策庁内連絡会を置き、年間約2回の会議開催等により、自殺の予防を目的とした関係部署の情報交換、情報共有、連絡調整、自殺対策・自殺予防の必要性について研修等を通じて職員の意識の醸成、連携強化等を図ってきました。

『重点施策2』 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる職員の養成

- 教育相談に関する研修会、いじめ・不登校対策指導員研修会の実施（学校教育課）
- メンタルヘルスに関する研修の実施（人事課）
- 自殺のない社会づくり市区町村会「ブロック研修会」への参加（健康増進課）

等

『重点施策3』 自殺や心の健康などについて正しい知識の普及啓発

- 市民のための教育講演会の実施（学校教育課）
- 『きずなプロジェクト』として、小中学校における命に関する授業の実施（学校教育課）
- 介護予防教室の開催（地域包括支援課）
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間の推進（健康増進課）
- 心のケア関連図書の展示（文化振興課・健康増進課）

等

『重点施策4』 自殺予防のための相談・支援の充実

- 小学校へのスクールカウンセラーの配置（学校教育課）
- 中学校及び小学校へのこころのケアルームカウンセラーの配置（学校教育課）
- 精神保健福祉士による相談支援の実施（障がい福祉課）
- 緊急通報体制の整備（地域包括支援課）
- 自立相談支援事業の実施（福祉総務課）
- 「相談窓口一覧」の作成・配布、メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入（健康増進課）

等

『重点施策5』 地域支援者や関係機関との連携を図り社会的な取り組みで自殺を防ぐ

- 高齢者虐待の防止対策（地域包括支援課）
- 市職員や関連団体等に対するゲートキーパー養成（健康増進課）

等

4. 自殺の実態からみる重点的に取り組む対象

(1) 檀原市の自殺の特徴

- 全国的に自殺者数が減少傾向であるのに対し、本市は横ばい状態です。
- 過去5年間の自殺者の多い順は、60歳以上無職同居あり女性、40～59歳有職同居あり男性、40～59歳無職同居あり女性となっています。また職業別では無職が多くなっています。
- 全国と比較すると40歳代男性、40歳代・60歳以上の女性の自殺率が高くなっています。
- 全国に比べ自殺者における自殺未遂歴がある人の割合は高く、また女性の方が割合は高くなっています。
- 男性に比べ女性の方がストレスを感じており、特に青年期～子育て期の女性でストレスを感じている人が多くなっています。中でも家事・育児に関するストレスが多くなっています。
- 悩みを相談することによってためらいを感じている人は、男性の方が多く、また女性では50歳代・60歳代が多くなっています。
- 最近1年以内に自殺したいと思ったことがある人が、約5人に1人います。
- 自殺したいと考えたときに乗り越えた方法として、女性は「身近な人に相談した」、男性は「気を紛らわせた」が多く、医療機関や悩みの元のことについての専門機関に相談した人は少なくなっています。
- 死にたいと打ち明けられたときの対応方法は、「ひたすら聞く」「共感を示す」と適切な対応を取る人が多くなっていますが、「説得する」「励ます」も多くなっています。

(2) 檀原市における重点的に取り組む対象

檀原市の自殺の実態を分析した結果や、国から示された「檀原市の主な自殺の特徴」(表2)から、今後、重点的に自殺対策で取り組むべき対象を以下の通りに定めます。

- ① 健康問題や経済・生活問題を抱えた60代以上の男女
(高齢者への支援)
- ② 勤務問題、健康問題、経済・生活問題を抱えた20代から50代の男性
(生活困窮者、無職者・失業者、就労者への支援)
- ③ 家庭問題や経済・生活問題を抱えた40代から50代の女性
(子育て期からの家族支援、壮年女性への支援)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

自殺対策基本法における以下の基本理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない檀原市を目指します。

- (1) 自殺対策を、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支え、かつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として実施します。
- (2) 自殺対策は自殺が個人の問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施します。
- (3) 自殺対策は自殺が多様かつ複合的な原因および背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施します。
- (4) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応および自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施します。
- (5) 保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係施策との有機的な連携を図り、総合的に実施します。

平成 28 年 4 月 1 日改正 自殺対策基本法 第二条 基本理念より

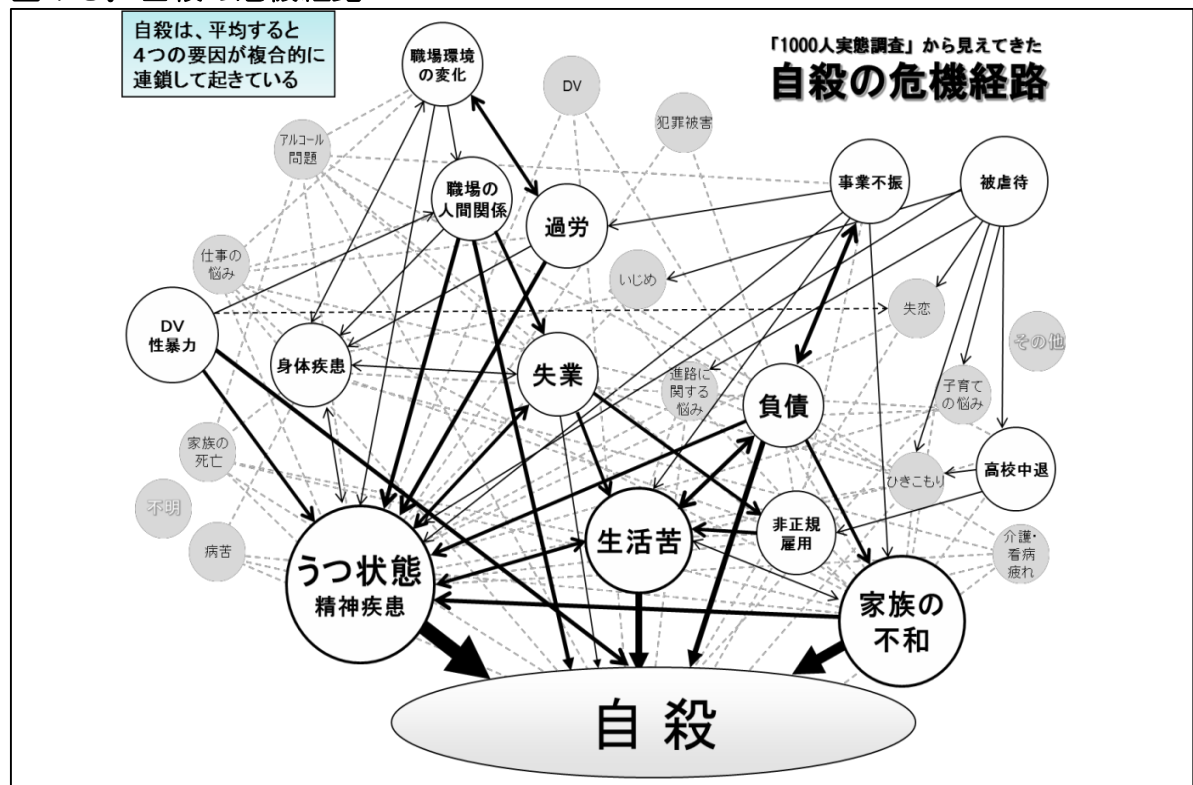
2. 基本認識

自殺の多くは個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であることを認識する必要があります。自殺の背景には、その人の心理的な悩みだけでなく、様々な要因（経済・生活問題、健康問題、人間関係の問題、家庭・職場・学校・地域の問題など）が複雑に関係しています。これらの「生きることの阻害要因」に対する適切な介入により、多くの自殺は防ぐことができる社会的な問題といえます。

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していくことを認識する必要があります。

また、自殺を考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、「死にたい」は死ぬほどつらい苦境を表現するものです。その結果、不眠、原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等、自殺の危険を示すサイン（予兆）を発している場合が多いとされています。また、家庭・学校・職場・地域から孤立した時に自殺が発生するおそれが高くなるため、家族や職場の同僚などの身近な人が自殺のサインに気づき自殺予防につなげていくことが必要です。

図18. 自殺の危機経路



出典：NPO 法人ライフリンク 「自殺実態 1000 人調査(2008)」

第4章 施策体系

本市の自殺対策は、国が定める、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえてまとめた6つの「重点施策」で、重層的に対策を講じていきます。

基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化
 - ① 関係団体との連携の推進
 - ② 庁内各課の連携の推進
 - ③ 支援のネットワークの強化

2. 自殺対策を支える人材の育成
 - ① 市職員へのゲートキーパー養成の推進
 - ② さまざまな分野の関係機関や関係団体へのゲートキーパー養成の推進

3. 住民への啓発と周知
 - ① 自殺予防週間・自殺対策強化月間を活用した普及啓発の推進
 - ② 市民が集まる各所への自殺予防関連リーフレット等の設置の推進
 - ③ さまざまな場における自殺予防関連情報の周知啓発の推進

4. 生きることの促進要因への支援
 - ① 安心・安全なまちづくりの推進
 - ② ライフステージごとや、地域生活における居場所づくりの推進
 - ③ いのちの大切さを伝える教育の推進

5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - ① 児童生徒へのSOSの出し方に関する啓発の推進

重点施策

1. 高齢者対策

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 要支援者および要介護者に対する支援、高齢者の健康不安に対する対策の推進
- ③ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防への対策の推進

2. 生活困窮者対策

- ① 相談支援の推進
- ② 生活支援の充実

3. 無職者・失業者対策

- ① 就業に向けた相談等支援の充実

4. 勤務経営問題対策

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

5. 女性対策

- ① 相談体制の充実
- ② 居場所づくりの推進

6. 子育て期対策

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 子育てが困難な状況の家庭への支援の充実
- ③ 子育て期家庭の居場所づくりの推進

1. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を市全体の課題と捉え、庁内および地域の関係機関との連携およびネットワークの強化に取り組みます。

【主な事業】

① 関係団体との連携の推進

関係機関や民間団体等と協議会を開催することで、顔の見える関係づくりをすすめるとともに、本市の自殺の現状について共通認識を持ち、必要な施策や支援体制について検討を行います（健康増進課）。

② 庁内各課の連携の推進

庁内の自殺対策に関連する部署において、本市の自殺の現状について共通認識を持ち、必要な施策や支援体制について検討を行います。また、自殺の危機経路を十分理解した上で、庁内横断的な取り組みとなるよう連携をすすめます（健康増進課）。

③ 支援のネットワークの強化

自殺リスクの高い人は、さまざまな問題を複数抱えていることを踏まえ、各種相談への対応の際に、さまざまな悩みについての相談先を紹介したり相談先に繋いだりできるように、また悩みを持った方が相談先を見つけ相談に足を向けることができるよう、相談窓口一覧を作成し、各部署での活用を促進します（健康増進課）。また庁内各課は相談窓口一覧等を活用し、必要な関係機関につなぐなどの支援を行います（全課）。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

窓口における各種相談対応の際に、自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へつなぐ役割を担える人材を育成するため、市民と接する機会の多い市職員や各種団体に対し、ゲートキーパー研修の実施や、ゲートキーパー研修受講案内・受講推奨を行います。身近な人の自殺のサインに気づき、問題解決につなげることのできる人材を育成します。

【主な事業】

① 市職員へのゲートキーパー養成の推進

窓口等における各種相談ならびに日常市民対応の際に、自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へつなぐ役割を担える人材を育成するため、市職員に対し、ゲートキーパー研修を実施します（人事課、健康増進課）。

② さまざまな分野の関係機関や関係団体へのゲートキーパーの養成の推進

地域において身近な人の自殺のサインに気づき、必要な支援へつなぐことのできる人材を育成するため、市民と接する機会の多い各種団体に対し、ゲートキーパー研修の実施や、ゲートキーパー研修受講案内・受講推奨を行います（各課）。

(3) 住民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

【主な事業】

- ① 自殺予防週間・自殺対策強化月間を活用した普及啓発の推進
市広報誌やホームページへの記事掲載（広報広聴課、健康増進課）、図書館における関連図書や関連リーフレットの展示（文化振興課）、により、自殺予防週間や自殺対策強化月間の普及啓発を行います。
- ② 市民が集まる各所への自殺予防関連リーフレット等の設置の推進
市が所管するさまざまな機関において自殺予防関連リーフレット等の設置を行います（各課）。
- ③ さまざまな場における自殺予防関連情報の周知啓発の推進
市が所管するさまざまな団体の集まりや研修会、イベント等において、自殺予防関連リーフレット等の設置やこころの健康維持などに関する講習を行います（各課）。

(4) 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まります。このことを踏まえ、「生きることの促進要因」の強化につながる支援体制を強化するための取り組みをすすめます。

【主な事業】

- ① 安心・安全なまちづくりの推進
さまざまな環境・生活基盤において安心安全であることが阻害されると、精神上にも大きなストレスとなります。安心・安全なまちづくりをすすめることにより、市民にとって暮らしやすいまちづくりを目指します（各課）。
- ② ライフステージごとや、地域生活における居場所づくりの推進
地域社会からの孤立を防ぎ、社会とのつながりを持つことが生きることの促進要因を増やすこととして大切です。そのため、ライフステージごとや、共通の課題を持つ人同士のつながりの場など、地域生活における居場所づくりを推進します。また、生きる喜びを増やす取り組みとして、生きがいづくりに関する事業を推進します（各課）。
- ③ いのちの大切さを伝える教育の推進
市内小・中学校での「いのちの授業」（学校教育課）、交通安全教室（生活交通課）や昆虫館での生きもの観察会・講習会（世界遺産・文化資

産活用課)など、さまざまな教育の機会をとおして、いのちの大切さや、自分のいのちは自分で守るといった認識の啓発と、自己肯定感の向上を図る取り組みを行います。

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

児童生徒がいのちの大切さについて理解を深めるとともに、社会において様々な困難や問題に直面した際に、自殺の背景にある様々な問題への対処方法や支援先に関する情報を早い時期から身につけておけるよう、児童生徒に対するこころの健康づくり、SOS の出し方に関する教育を推進します。

【主な事業】

① 児童生徒への SOS の出し方に関する啓発の推進

いじめ・不登校対策等生徒指導において、SOS の出し方について子どもへの啓発を行います(学校教育課)。また、困りごとを周りの人に伝えることができる SOS の出し方の教育を行います(人権教育課)。

2. 重点施策

(1) 高齢者対策

高齢者は、家族との死別・離別、疾病の発症や悪化をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れ、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、団塊の世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族の増加や、引きこもり生活の長期化に伴い、その親が高齢となり収入や介護に関して問題が発生するようになるいわゆる「8050 問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。

高齢者の自殺を防止するには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、家族や介護従事者等の支援者に対する支援も含めて、対策に取り組んでいく必要があります。そのため、相談支援先の情報の周知や、地域において自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、確実に支援先につないでいくことが必要です。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要であり、高齢者関係機関などと連携し、高齢になっても地域とつながれるよう体制整備をすすめます。

【主な事業】

① 包括的な支援のための連携の推進

介護保険事務(介護保険課)、高齢者福祉事務(地域包括支援課)、後期高齢者医療事業(保険医療課)、その他高齢者からの相談が多い事業等において、相談を受けるなかで自殺リスクが高いと見受けられた場合は、関係機関につなぐなど、連携して支援を行います。

- ② 要支援者および要介護者に対する支援、高齢者の健康不安に対する対策の推進
介護に関する相談窓口の普及啓発をすすめます（地域包括支援課、介護保険課）。また、介護予防事業をとおして、高齢者の健康づくり・介護予防についての正しい知識の普及啓発を行います（地域包括支援課）。
- ③ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防への対策の推進
老人クラブ活動の補助等、高齢者生きがいづくり事業（地域包括支援課）などをとおして、高齢者の居場所づくりにつなげます。

（２）生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、就労の状況だけでなく心身の状況、地域社会との関係性等、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクにつながる要因を抱えている場合があると考えることができます。そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策との連携を図り、課題の整理や解決を図るため包括的な支援を推進します。

【主な事業】

① 相談支援の推進

住宅・建築相談や公営住宅入居相談（住宅政策課）、各種税納付相談（各課）等において、低所得者などについて生活困窮の状況や自殺リスクが高いと見受けられた場合は、積極的に関係部署へ案内を行い、当事者が抱える悩みの解決につなげます。

② 生活支援の充実

自立相談支援、就労支援、就労準備支援、家計改善支援（福祉総務課）などをとおして、相談員が相談者に寄り添いながら、課題整理や解決を図りまず（福祉総務課）。

（３）無職者・失業者対策

無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題を抱えている場合もあります。そのため、自殺リスクの高い無職者・失業者に対して、多職種、多分野で支える支援体制づくりを進めます。

【主な事業】

① 就労に向けた相談支援等の充実

労働対策事業（産業振興課）、障がい者自立支援事業（障がい福祉課）などにより、就労困難者への支援を行います。

(4) 勤務経営問題対策

有職者の自殺率は無職者に比べて低くなっていますが、本市の自殺者の4割弱が有職者であり、その内訳は自営業・家族従事者は2割、被雇用・勤め人が8割となっています。職場での人間関係や配置転換など勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や休職を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺リスクが高まることがあります。また、「平成26年経済センサス基礎調査」によると、市内事業所の約90%が従業員20人未満の小規模事業所であり、小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあるとの指摘もあります。これらのことから、勤務に対する悩みを抱えた人が適切な相談・支援につながるができるよう、相談窓口の周知、および自殺予防に関する情報の周知を図ります。

【主な事業】

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

市職員および学校教職員に対して職場におけるメンタルヘルス対策の推進・長時間労働の是正・ハラスメント防止対策をすすめます（人事課）。また、学校教職員（学校教育課）、市内商工業団体（産業振興課）、消防団員（危機管理課）に対しても、それらの対策推進について支援を行います。

(5) 女性対策

本市では、全国と比較して自殺者における女性の割合が多くなっており、自殺死亡者数の上位も女性となっています。また、こころの健康に関する市民アンケートの結果においては、20～50歳代の女性でストレスが高い状況にあり、本気で自殺したいと考えたことがある人の割合も高くなっています。

これらのことから、青年期から壮年期にかけての女性に対する支援、こころの健康に関する対策が必要な状況であり、女性に対する相談体制の充実や居場所づくりに努めます。

【主な事業】

① 相談体制の充実

女性向けの各種講座や相談等を行います（人権政策課）。

② 居場所づくりの推進

女性向けの各種講座や相談等をとおして生きる上での居場所づくりにつなげます。

(6) 子育て期対策

核家族世帯の増加とともに、共働きで子育てをしている家庭も増加しており、男女問わず家事・育児等に関してのストレスを感じるようになってきていると考えられます。市民アンケート結果では、30～40歳代の女性のストレスの原因は、家事・育児に関することが多くなっています。

これらのことから、子育て中家庭に対する自殺対策・こころの健康に関する対策が必要な状況と考え、子育て世代包括支援センターをはじめ、様々な支援者が情報を共有し連携を図ることで、継続的かつ包括的な支援を推進します。

【主な事業】

① 包括的な支援のための連携の推進

母子包括支援事業（健康増進課）、子ども家庭総合支援拠点事業（子育て支援課）、教育・保育総務事務（こども未来課）などとおして、子育て家庭への支援を行い、必要に応じて連携を取り合い、包括的な支援となるようにします。

② 子育てが困難な状況の家庭への支援の充実

子ども家庭総合支援拠点事業や母子生活支援施設等措置事務（子育て支援課）、児童発達支援事業・特別支援推進事業（こども発達支援課）、母子包括支援事業（健康増進課）などにより、自殺リスクが高くなる可能性が考えられる、養育困難家庭や発達支援が必要な子どもの保護者に対して寄り添いながら支援を行い、不安・悩みの解消を図ります。

③ 子育て期家庭の居場所づくりの推進

こども広場や子育て支援センター（子育て支援課）、図書館における乳幼児対象のおはなし会（文化振興課）など、子どもを持つ保護者が集い交流できる場を設けることにより、孤立化を防ぎます。

3. 生きる支援関連事業一覧

1. 基本施策

N0.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
【基本施策1. 地域におけるネットワークの強化】			
①関係団体との連携の推進			
1	保健福祉センター 管理事務	自殺対策連絡協議会を開催し、関係機関や民間団体等と連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進する。	健康増進課
②庁内各課の連携の推進			
1	保健福祉センター 管理事務	自殺対策庁内連絡会を開催し、市役所の各部署の連携と総合的かつ効果的な対策を推進する。	健康増進課
③支援のネットワークの強化			
1	—	窓口対応や各相談等、市民への対応の中で、自殺のリスクが高いと思われる方を把握した場合は、相談窓口一覧等を活用し、事案に応じ必要な関係機関と連携を図り、支援を行う。	全課
2	保健福祉センター 管理事務	生きる支援に関する様々な相談先を掲載した相談窓口一覧を作成・配布することで、市民に対して相談先の周知を図るとともに、各部署の連携促進を図る。	健康増進課
3	飛騨コミュニティ センター管理活用 事業	児童館に来所する児童について、地域の小学校の先生と連携を図って見守りを実施する。	飛騨コミュニ ティセンター
4	大久保コミュニ ティセンター管理活 用事業	児童館に来所する児童について、地域の小学校の先生と連携を図って見守りを実施する。	大久保コミュニ ティセンター
【基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成】			
①市職員へのゲートキーパー養成の推進			
1	—	窓口における各種相談業務やその他の機会を通じて、自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へ繋ぐ役割を担える人材を育成するため、担当課と連携し、市職員（非常勤職員を含む）に対するゲートキーパー研修を行う。	人事課 健康増進課
②さまざまな分野の関係機関や関係団体へのゲートキーパー養成の推進			
1	保健福祉センター 管理事務	庁内各課が連携している各種関係機関や関係団体等に対して、ゲートキーパー研修を行う。	健康増進課
2	—	各課が連携している各種関係機関や関係団体等に対して、ゲートキーパー研修の受講の案内と推奨を行う。	下記各課
		消防団員	危機管理課
		市内商工業団体	産業振興課
		スポーツ推進委員	スポーツ推進課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
2	—	自治委員連合会 市民生児童委員協議会 地域包括支援センターおよび「かしはら街の介護相談室」（小学校区）の職員 母子保健推進員・食生活改善推進・運動普及推進員 訪問指導スタッフ 放課後児童クラブ指導員 教職員・社会教育指導員・人権活動支援こども指導員 青少年の街頭指導・相談事業・啓発活動を行う巡回指導員 博物館展示解説ボランティアガイド	市民協働課 福祉総務課 地域包括支援課 健康増進課 保険医療課 子育て支援課 人権教育課 社会教育課 文化財課
3	学校運営事務	市内小・中学校教職員に対して、奈良県教育委員会で実施しているものを活用し、ゲートキーパー研修の受講の案内と推奨を行う。	学校教育課
【基本施策3. 住民への啓発と周知】			
①自殺予防週間・自殺対策強化月間を活用した普及啓発の推進			
1	広報広聴事業	市民、行政、関係団体を繋ぐ媒体として広報で市の事業等を周知する。また、特集を掲載することで、啓発・周知を図る。	広報広聴課
2	図書館管理活用事業	自殺対策強化月間に、関連図書の展示や関連リーフレットの設置を行うことにより、図書館利用者に自殺予防知識の啓発を行う。	文化振興課
3	保健福祉センター管理事務	広報・ホームページ、ポスター・リーフレット掲示等により、自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知啓発を行う。	健康増進課
②市民が集まる各所への自殺予防関連リーフレット等の設置の推進			
1	保健福祉センター管理事務	庁内における相談窓口一覧や自殺予防対策に関するリーフレット等の設置の拡大を図る。	健康増進課
2	—	所管する施設内にて相談窓口一覧やリーフレットを設置し、地域住民への啓発と周知を図る。 安心パーク ふれあいセンター・児童館・老人憩いの家・共同浴場 ふれあいセンター・児童館・老人憩いの家・共同浴場・まちづくり館 やわらぎの郷 橿原市こども園、私立保育園・認定こども園 地区公民館	下記各課 危機管理課 飛騨コミュニティセンター 大久保コミュニティセンター 健康増進課 こども未来課 社会教育課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
2	—	藤原京資料室・八木札の辻交流館	世界遺産・文化資産活用課
		男女共同参画広場	人権政策課
		市民活動交流広場	市民協働課
③さまざまな場における自殺予防関連情報の周知啓発の推進			
1	安心パーク管理事務	地元自治会等への訓練指導・研修の際に命をどう守るかを講義し、大規模災害時における被災者のメンタルヘルス対策を講じる。	危機管理課
2	飛騨コミュニティセンター管理活用事業	7月に実施している人権啓発月間時のパネル展示に、自殺予防対策の啓発の内容を展示する。	飛騨コミュニティセンター
3	大久保コミュニティセンター管理活用事業	7月に実施している人権啓発月間時のパネル展示に、自殺予防対策の啓発の内容を展示する。	大久保コミュニティセンター
4	保健福祉センター管理事務	「こころの体温計」の普及啓発により、市民のストレス自己チェックの普及、こころの健康維持の啓発を図る。	健康増進課
【基本施策4. 生きることの促進要因への支援（生きることの包括的な支援）】			
①安心・安全なまちづくりの推進			
1	—	安心・安全に生活できるまちづくり、環境整備を行う。	各課
②ライフステージごとや、地域生活の場における居場所づくりの推進			
1	—	生きることの促進要因を増やす取り組みとして、様々な対象に対し、居場所づくりや生きがいづくりに繋がる取り組みを行う。	下記各課
		スポーツを通じた居場所づくり	スポーツ推進課
		健康づくり支援・生涯学習の普及支援・世代間交流の場の提供による居場所づくり	スポーツ推進課
		コミュニティバスの利用による生きがいを持てる環境づくり	生活交通課
		ふれあいセンター・児童館・地域体育施設・老人憩いの家・共同浴場の世代間交流の場、地域住民の憩いの場としての活用	飛騨コミュニティセンター
		ふれあいセンター・児童館・老人憩いの家・共同浴場の世代間交流の場、地域住民の憩いの場としての活用	大久保コミュニティセンター
地区公民館利用、中央公民館・体育館での各種教室開催、生涯学習推進事業、家庭教育支援事業における様々な年代の市民の居場所づくり、生きがい支援	社会教育課		

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
1	—	地域子ども教室等、体験・交流活動をととした地域の子 どもたちの居場所づくり	社会教育課
		展覧会や啓発活動による外出機会の創出。博物館におけ るコミュニケーション機会の創出により心の充実感、自 己肯定を生み出す機会をつくる。	文化財課
2	地域福祉活動推進 事業	地域福祉推進委員会のイベント等を通じて、地域住民同 士の支えあいや助け合いの力を醸成することで、地域の 「生きること」を支援する力の醸成に繋げる。	福祉総務課
③いのちの大切さを伝える教育の推進			
1	交通安全推進事業	幼稚園・小学校児童を対象とした交通安全教室を通し て、命は自分で守っていくという命の大切さを啓発す る。	生活交通課
2	昆虫館管理活用事 業	野外観察会や観察教室、講演会等のイベントの中で、命 の大切さについて啓発する。	世界遺産・文化 資産活用課
3	人権啓発事業	個別の人権侵犯事案から自死につながることもあり、あ らゆる人権課題の解消に向け、「命の大切さ」を含んだ 人権意識の高揚を図る様々な啓発の取り組みを推進して いく。	人権政策課
4	小中学校教育課程 充実事業	命の授業を通して、子どもたちの命や性の大切さへの理 解を促す。	学校教育課
5	幼稚園教育課程充 実事業	子どもたちに対し、菜園活動や小動物の飼育等、直接体 験を通して、命の大切さの理解につなげていく。	学校教育課
【基本施策5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育】			
①児童生徒へのSOSの出し方に関する啓発の推進			
1	いじめ・不登校対 策等生徒指導事業	いじめ・不登校対策にあたる指導員の配置やスクールカ ウンセラーの配置、適応指導教室の設置・運営を通し て、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応を図ると ともに、問題を抱える子どもが周囲に助けを求められる よう、SOSの出し方について子どもへの啓発を行う。	学校教育課
2	人権教育推進事業	自他の命の大切さを学ばせ、困りごとを周りの人に伝え ることができるSOSの出し方の教育を実施する。	人権教育課

2. 重点施策

N0.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
【重点施策1. 高齢者対策】			
①包括的な支援のための連携の推進			
1	高齢者地域生活支援事業	地域包括支援センターや「かしはら街の介護相談室」（小学校区）、独居高齢者の実態調査や家族介護支援事業、介護予防事業を通じて、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	地域包括支援課
2	高齢者福祉事務	養護老人ホームへの入所手続きでの対応等において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	地域包括支援課
3	介護保険事務	介護に関する相談時の対応や、介護保険料の未納者に対する訪問・相談時の対応において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	介護保険課
4	後期高齢者医療事業	被保険者やその親族への対応や、保険料の訪問徴収の機会等において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	保険医療課
②要支援者および要介護者に対する支援、高齢者の健康不安に対する対策			
1	—	本人や家族の問題を相談に繋げることにより悩みを軽減することが自殺予防につながるため、介護に関する相談窓口の啓発活動を推進する。	地域包括支援課 介護保険課
2	高齢者地域生活支援事業	介護予防教室等、介護予防事業を展開するなかで、高齢期における閉じこもりを予防し、正しい知識の普及啓発を図る。	地域包括支援課
③社会参加の強化と孤独・孤立の予防への対策			
1	高齢者生きがいづくり事業	高齢者相互の親睦と理解、地域社会で高齢者が健康的に明るく活動するため市老連・単位老人クラブに運営費用の一部を補助し、高齢者の居場所づくりに繋げる。	地域包括支援課
2	文化財保存活用事業	史跡等の実物を見学できる現地説明会の開催を通して、高齢者が家外で人と触れ合える交流を図る場づくりをし、人や社会との接点を生む。	文化財課
【重点施策2. 生活困窮者対策】			
①相談支援の推進			
1	すまい・空家等対策事業	住宅・建築相談や空き家相談を通して、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	住宅政策課
2	市営住宅等管理事務	家賃収納や納付相談などの際に生活困窮等の状況に応じ、積極的に関連する部署への案内などを行うことにより、当事者が抱える悩みなどの解決を図る。	住宅政策課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
3	学校給食事業	滞納徴収・分納相談の際に生活困窮等の状況に応じ、積極的に関連する部署への案内などを行い、必要な支援につなげる。	教育総務課
4	学校就学援助事業	学用品の費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。また相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じて情報提供を行う。	学校教育課
②生活支援の充実			
1	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、就労支援、就労準備支援、家計改善支援等をとおして、相談員が寄り添いながら、課題整理と解決を図り、自殺に繋がるような問題がある場合は相談者の抱える問題に応じて関係機関と情報共有し、適切な連携と対応を行う。	福祉総務課
2	生活保護事務	在宅生活において、精神疾患特有の社会能力低下などが原因により、社会生活への意欲が減退している者の社会生活の意欲向上支援、社会生活の意欲向上支援を行う。	生活福祉課
3	市営住宅等整備事業	住宅に困窮する低額所得者等の生活の安定を図るため、基盤となる公営住宅の整備や改善に取り組み、入居募集を進めるとともに、入居申し込みなどの際に生活困窮等の状況等に応じ、積極的に関連する部署への案内などを行うことにより、当事者が抱える悩みなどの解決を図る。	住宅政策課
4	私立幼稚園運営補助事務	低所得世帯を対象に、給食の副食に要する費用の一部を補助することにより、生活困窮支援に繋げる。	学校教育課
【重点施策3. 無職者・失業者対策】			
①就労にむけた相談支援の充実			
1	労働対策事業	「橿原市ふるさとハローワーク」等関係機関と連携し市内商工業を支える労働力の安定確保に努める。「合同企業説明会」を実施し就職希望者への支援を行う。	産業振興課
2	障がい者自立支援事業	就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援等の障がい者サービス利用により、自立した地域生活を送ることができるよう支援を行う。	障がい福祉課
3	母子・父子自立支援給付金等事務	母子・父子家庭について、ハローワークと連携して就労支援を行う。	子育て支援課
【重点施策4. 勤務経営問題対策】			
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進			
1	人事・給与管理事務	市職員に対し、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策の推進を行う。	人事課

N0.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
2	消防体制維持管理事務	消防団員の健康診断を実施し、こころの健康についての相談があれば、各相談窓口の情報提供を行い、連携した支援を実施する。	危機管理課
3	商工総務管理	市内商工業団体に対して、企業内人権教育等を活用し、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策の推進を行う。	産業振興課
4	学校運営事務	市幼稚園、市小・中学校教職員に対し、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策の推進を行う。	学校教育課
【重点施策5. 女性対策】			
①相談体制の充実			
1	男女共同参画推進事業（再掲）	女性向けの各種講座や相談等を通して生きる上での相談窓口としての機能を果たすとともに、各種相談事業等での対応において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	人権政策課
②居場所づくりの推進			
1	男女共同参画推進事業（再掲）	女性向けの各種講座や相談等を通して生きる上での居場所づくりとしての機能を果たす。	人権政策課
【重点施策6. 子育て期対策】			
①包括的な支援のための連携の推進			
1	子ども等医療費助成事業	受給者やその家族への対応において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	保険医療課
2	母子包括支援事業	妊産婦保健事業、乳幼児保健事業での訪問・相談等を通じて、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	健康増進課
3	母子・父子自立支援給付金等事務	相談対応を通じて、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	子育て支援課
4	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおける対応において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	子育て支援課
5	児童手当等支給事務	保護者に対する相談対応において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	子育て支援課
6	保育所・幼稚園管理事務・私立保育所等補助事業	通園するこどもの保護者について、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	こども未来課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
7	教育・保育総務事務	子育て相談窓口での相談従事や保育所入所申請に係る窓口対応等において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	こども未来課
②子育てが困難な状況の家庭への支援の充実			
1	子ども家庭総合支援拠点事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭など保護者の養育支援が特に必要と認められる家庭を対象に家庭児童相談員や養育支援訪問員等が訪問し、相談・指導・助言などの支援を行う。	子育て支援課
2	児童発達支援事業	発達支援で関わる親子については、障がい受容や子育てに関する悩みを抱えている場合が多いため、個別療育、集団療育、相談事業において、保護者との個別相談により不安・悩みの早期解決を図ることにより自殺予防に繋げる。また必要に応じ、関係機関と連携を図り支援を行う。	こども発達支援課
3	特別支援推進事業	医師等による相談や、幼児療育教室を通じ、子どもの発達や子育てに悩みをもつ保護者に対し、不安・悩みの早期解決を図ることにより自殺予防に繋げる。また必要に応じ、関係機関と連携を図り支援を行う。	こども発達支援課
4	母子生活支援施設等措置事務	DV等の相談を通じて施設入所の措置を行うとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減に繋げる。	子育て支援課
③子育て期家庭の居場所づくりの推進			
1	育児支援事業	こども広場や子育て支援センター、子育てサークル等、保護者が集い交流できる場を設けることで、子育ての孤立化を防ぐ。また事業運営のなかで必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	子育て支援課
3	図書館管理活用事業	乳幼児対象のおはなし会等を行い、子育て世代の居場所づくりに繋げる。	文化振興課
4	幼稚園運営事務	未就園児保育の中で、子育ての悩みを出し合ったり話を聞いてもらったりするような人との出会いを計画的に設定し、子育ての楽しさを味わいながら互いの交流をもつことで孤立しないようにしていく。	学校教育課

第5章 推進体制

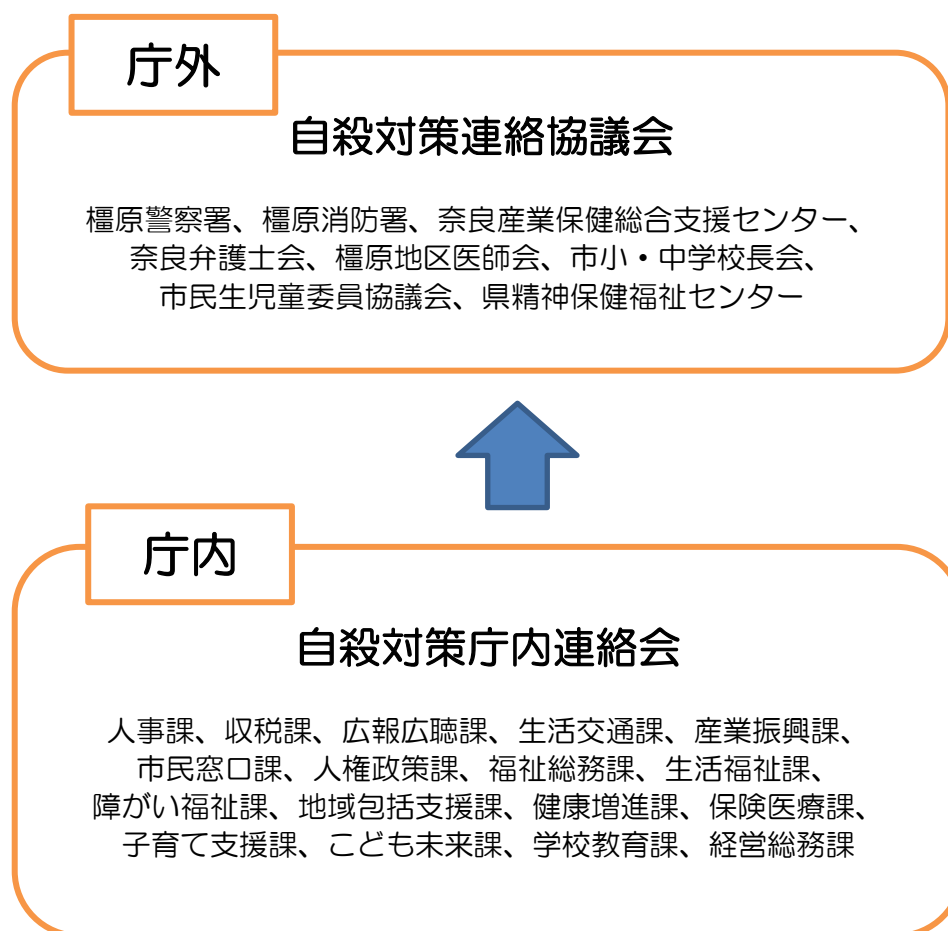
1. 計画的な自殺対策の推進

本計画の推進にあたっては、国や奈良県と連携を図るとともに、広く市民や関係団体などの協力を得ながら、それぞれの立場から地域一体となって対応していくことが重要なことから、庁内の横断的体制を整え、施策の総合的・効果的な推進を図ります。

2. 橿原市自殺対策連絡協議会・橿原市自殺対策庁内連絡会

市と地域関係機関、および市の関係部署が自殺対策に関し共通の認識を持ち、連携して協力するネットワークを構築し、自殺予防の啓発活動を総合的かつ効果的に取り組むことができるよう、橿原市自殺対策連絡協議会および橿原市自殺対策庁内連絡会を開催します。

またその構成委員については、対策の連携状況や組織の改正により適宜変更します。



(構成委員は令和2年3月現在)

第6章 評価

1. 施策の評価

本計画で示す目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要です。このため、事業の実施状況については毎年度進捗確認シート（資料）^{※1}を用いて、確認評価を行います。中間評価年度および最終年度には、自殺に関連する計画との整合性を図りながら総合的な評価を行います。

また、自殺対策庁内連絡会ならびに自殺対策連絡協議会により、計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善を行い、効果的な自殺対策を推進していきます。

2. 計画の見直し

国が推進すべき自殺対策の指針や、社会経済情勢の変化や自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標の達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行います。

3. 成果指標

国の自殺総合対策大綱において、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させるとの数値目標を掲げていることから、本市では過去3年間（平成28年から平成30年）の自殺死亡率^{※2}を今後10年間で30%以上減少させることを目指します。

※1 地域自殺対策計画の進捗状況を効果的に把握するためのツールとして自殺総合対策推進センターより提供されており、各自治体での活用が推奨されています。巻末資料は提供されたものに本市の自殺対策施策の柱を転記しています。

※2 単年では自殺死亡率の変化の差が大きくなる恐れがあるため、本市では、直近3年間の自殺死亡率を使用します。

【成果指標一覧】

成果指標	現状値	目標値	データ元
自殺死亡率の減少	(平成 28 年～平成 30 年) 16.8	(令和 8 年～令和 10 年) 11.8	警察庁自殺統計、 県統計課推計人口
「死にたい」と打ち明けられたとき、ふさわしい対応（共感を示す、専門家への相談を提案する、ひたすら聴く）をとると回答した人の割合	「共感を示す」27.7% 「専門家への相談を提案する」11.3% 「ひたすら聴く」51.9%	増加	市民アンケート
自殺予防週間・自殺対策強化月間を知っている人の割合	6.0%	増加	市民アンケート
過去に本気で自殺を考えたことがあると答えた人のうち、最近 1 年間で自殺したいと思ったことがある人の割合	21.8%	減少	市民アンケート
安心して通える場所がある人の割合	—※	増加	市民アンケート
各種相談窓口を知っている人の割合 (介護や高齢者の健康に関する相談、生活困窮に関する相談、就労に関する相談、職場におけるメンタルヘルスに関する相談、女性対象の相談、子育てに関する相談)	—※	増加	市民アンケート

※ 現状値が把握できていないものは「—」としている。中間評価値と最終評価値で評価を行うこととする。

資料編

1. 計画策定の経過等

1) 計画策定の経過

年月日		項目
平成 29 年	9 月	自殺に関する市民アンケート実施（健康かしはら 21 計画中間評価に係る市民アンケートと同時実施）
平成 30 年	8～12 月	自殺対策庁内連絡会にて、計画策定に係る庁外体制について検討
(平成 31 年) 令和元年	4 月	檀原市自殺対策連絡協議会設置
	7 月 1 日	自殺対策計画策定に係る庁内ヒアリング実施説明会開催
	7 月 25 日	令和元年度第 1 回 檀原市自殺対策連絡協議会開催 （自殺現状報告、計画骨子案協議）
	8 月 16 日	令和元年度第 1 回 檀原市自殺対策庁内連絡会開催 （協議会結果報告、計画骨子案協議、施策の柱協議）
	8 月 21 日 ～9 月 3 日	庁内関連事業についてヒアリング調査実施
	10 月 7 日	令和元年度第 2 回 自殺対策庁内連絡会開催 （計画書素案協議）
	11 月 12 日	令和元年度第 2 回 檀原市自殺対策連絡協議会開催 （計画書素案協議）
	12 月 17 日 ～令和 2 年 1 月 20 日	パブリックコメント実施
	令和 2 年	2 月 5 日
2 月 27 日		令和元年度第 3 回 檀原市自殺対策連絡協議会開催 （計画書案協議）
3 月		檀原市自殺対策計画策定

2) 檀原市自殺対策連絡協議会規則

平成 31 年 4 月 26 日

規則第 28 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年檀原市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、檀原市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 労働関係者
- (2) 法律関係者

- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 警察及び消防関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者
(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3) 橿原市自殺対策連絡協議会 委員名簿 (令和2年3月現在)

機関名/役職名	氏 名
奈良県橿原警察署/生活安全課長	奥山 忠大
奈良県広域消防組合/橿原消防署 救急課長	南里 拓哉
奈良産業保健総合支援センター/副所長	木村 聖
奈良弁護士会/会員	大谷 理史
橿原地区医師会/理事	西岡 久之
橿原市小・中学校長会/中学校会長	加藤 雅菊
橿原市民生児童委員協議会/会長	小西 満洲男
奈良県精神保健福祉センター/相談支援係長	田中 考子

4) 檀原市自殺対策庁内連絡会設置規定

(平成24年10月10日訓令甲第30号)

改正 平成30年2月26日訓令甲第7号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第2条に定める基本理念にのっとり、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、檀原市自殺対策庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自殺の事前予防及び自殺発生の危機への対応の効果的な実施を目的とした関係課の情報交換、情報共有その他連携のあり方に関すること。
- (2) 市民に向けた自殺予防に関する啓発事業及び関係課の職員研修に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(委員)

第3条 連絡会の委員は、別表に掲げる関係課の課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会の会議は、第6条第1項に規定する事務局が必要に応じて招集し、健康部健康増進課長がその議長となる。

2 連絡会は、必要があると認めるときは、連絡会の会議に委員以外の職員で議事に関するものを出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 連絡会に必要なに応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会に事務局を置く。

2 連絡会の事務局の庶務は、健康部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成26年4月1日訓令甲第10号)

1 この規程は、令達の日から実施する。

2 檀原市発達障害者支援体制整備事業連絡協議会規程(平成21年檀原市訓令甲第23号)は廃止する。

附 則(平成27年1月15日訓令甲第3号)

この規程は、平成27年1月20日から実施する。

附 則(平成28年4月1日訓令甲第21号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成28年7月29日訓令甲第35号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成29年3月31日訓令甲第12号)

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成30年2月26日訓令甲第7号)

この規程は、令達の日から実施する。

別表（第3条関係）

橿原市自殺対策庁内連絡会

課名	
総務部人事課	福祉部障がい福祉課
総務部収税課	福祉部地域包括支援課
総合政策部広報広聴課	健康部健康増進課
生活安全部生活交通課	健康部保険医療課
魅力創造部産業振興課	健康部子育て支援課
市民活動部市民窓口課	健康部こども未来課
市民活動部人権政策課	教育委員会事務局学校教育課
福祉部福祉総務課	上下水道部経営総務課
福祉部生活福祉課	

檀原市自殺対策計画

令和2年3月

檀原市健康部健康増進課
〒634-0065
檀原市畝傍町9-1
TEL : 0744-22-8331
FAX : 0744-24-9124